

産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会ガスシステム改革保安対策WG（第3回）

議事録

日時：平成27年11月18日（水） 10：00～11：55

場所：経済産業省 別館3階 312各省庁共用会議室

議題：

- （1）大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担について
- （2）消費機器の調査・周知の実施体制と監督者・従事者への教育・訓練について
- （3）開栓を伴わない供給開始時における前回の消費機器調査結果の活用について
- （4）旧簡易ガス事業の用に供するガス工作物に係る保安規制について
- （5）危険発生防止周知の手法について
- （6）小売供給開始時における開栓に関する保安措置について
- （7）その他

○大本ガス安全室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第3回産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会ガスシステム改革保安対策WGを開催いたします。

議事進行につきましては、倉渕座長によりしくをお願いします。

○倉渕座長 おはようございます。これから第3回WGを始めたいと思います。

前回は、緊急時対応・内管工事の導管・小売事業者の役割分担やガス事故報告の在り方などにつきましてご審議いただきました。本日は、大規模災害の導管・小売事業者の役割分担を始め、主に6つの審議事項がございます。審議に当たり委員の皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、事務局より配付資料の説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 本日は、WGの定足数に達しておりますことをご報告いたします。

配付資料を確認いたします。「配付資料一覧」のとおり、資料1から資料7、また参考資料がございます。また、席上配付のみで申し訳ございませんけれども、前回のWG資料の参照条文の参考資料抜粋と、一般財団法人日本ガス機器検査協会のパンフレットを席上のみ付けさせていただいております。

資料に不備等ございましたら、ご連絡いただければと思います。

○倉渕座長　それでは、議事に入ります。初めの議題、「大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担について」、事務局より説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長　それでは、資料2をご覧ください。「大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担について」でございます。

1. の「検討の背景」でございます。前回のWGでは、緊急時対応におけるガス・小売事業者の連携協力等について審議し、需要家と直接接点を有するガス小売業者が担うべき役割を明確化したところでございます。

下の図のところでございますが、前회가、左側のところで緊急時、今回が右側の大規模災害時の発生におけるガス導管事業者と小売事業者の連携・協力の必要性、在り方について検討するというところでございます。

下の方に、※1で、その大規模災害のイメージでございますけれども、暴風・竜巻、あらゆる災害について想定しているというところでございます。

続いて2ページ目をご覧くださいいただければと思います。「現行制度の概要」でございます。2パラ目のところでございますが、現在の一般ガス事業者は、平常時から参集基準を定め、大規模災害発生時には従事者が参集し、対策本部を設置するとしてございます。対策本部のもと、平常時の「導管部門」「小売部門」「一般管理部門」といった組織を「導管対策隊」と「顧客対策隊」といった特別の組織に編成し、対策本部長の一元的な指揮命令系統により対処している実態があります。

それ以外にも、※2で、いわゆるバックアップ業務ということでの「総務隊」ですとかプレス発表を行う「広報隊」というのも存在します。

また、＜参考資料1－2＞で、表でございますが、平常時の左側の体制から、大規模災害時は右のような体制ということで、「導管対策隊」「顧客対策隊」に分かれるということでございます。

(1) の「初動対応」でございます。①の「供給停止の判断・実施」。3ページ目の＜参考1－3＞の表をご覧くださいいただければと思います。まず大規模地震が発生した場合には、その被害地域の特定を行います。その被害情報を踏まえ、第1次の緊急停止判断を行い、また、その災害の程度、広がりの確認をした上で、第2次の供給停止判断を行います。これを行ったものは、右側のところで供給停止区域となります。また、これに関して継続して行うということについては「供給継続区域」ということで設置されます。

3ページ目の②『「供給継続区域」での対応』でございます。初動対応においては、「導

管対策隊」は応急処置を行うことを最優先に対処することが重要でございます。さらに、「導管対策隊」については重要なガス設備について巡回点検し、健全性を早期に確認することで、多くがその作業に注力することになります。

他方、いわゆる導管網の被害・損壊の生じてない「供給継続区域」については、マイコンメーターの感震遮断機能が作動し、自動的に供給遮断が行われる場合があります。この場合には広範囲で遮断が発生するために、需要家からガスが出ないといった問い合わせが急増するということになります。

このため、電話による苦情・相談、またマイコンメーター復帰問い合わせに対応するために、平常時の小売部門による一般電話受付体制を強化し、「顧客対策隊」として当該対応を実施しているというところでございます。

このため、「顧客対策隊」に関しては、小売や一般管理部門の従事者を中心に編成し、「導管対策隊」による緊急時対応能力を維持しつつ、連携・協力しながら対応しているというところでございます。

<参考1－4>「東日本大震災における東京ガスの初動対応」ということで、この表の下から2つ目に、マイコンメーター遮断、当時、震度5強のところでございますけれども、推定300万件、マイコンメーター遮断が行われ、マイコンメーターの復帰出動件数が約9万件という実態がございます。

続いて5ページ目をご覧ください。(2)「『供給停止区域』の復旧対応」でございます。①の復旧計画ということで、大規模災害から一定経過して、二次災害の発生するおそれが低減した後は、「導管対策隊」は面的な復旧に取り組むことになります。具体的な復旧作業というところでございますけれども、「供給停止地域」ごとに復旧ブロックに分割し、ガスの漏えい検査、また被害箇所の特特定、修理を行うというようなことでガスの供給を再開してございます。

また、これと並行して、作業進捗、また復旧作業計画の立案、また道路管理者対応など多くの業務も同時に行っているという実態がございます。

②の保安閉開栓のところでございます。復旧作業に当たっては、作業前に一度、メーターガス栓を閉止した上で実施する必要があります。また、メーターガス栓を閉止している全ての需要家宅を訪問し、ガスが安全に使用できる状態であることを確認の上、開栓することが必要となります。

大規模災害時には、「導管対策隊」はこのような復旧作業に専念して取り組むこ

とが求められます。そうした場合には、「顧客対策隊」が「導管対策隊」からの指示を受けて、メーターガス栓の閉開栓を行うというのが今の実態でございます。

続いて6ページ目をご覧ください。その閉栓から復旧までのフローが＜参考6－1＞、また復旧作業のイメージが＜参考1－7＞に示されているところでございます。

（3）「被災区域外におけるガス事業者の救援」ということで、大規模災害が発生した場合には、被災区域以外のガス事業者が救援を行っている実態がございます。具体的には、一般社団法人日本ガス協会が「救援措置要綱」を策定しており、相互にガス事業者が救援する業界ルールを定めてございます。

7ページ目に＜参考1－8＞ということで、過去の大震災における被災区域外のガス事業者の応援実績がございます。一番下に東日本大震災ということで、58者、最大応援人数4,100人、延べ、復旧の人数としては約10万人の方が応援に駆けつけている実績がございます。

3.「見直しの必要性」でございます。現行における大規模災害時の対応については、平常時の役割分担の範囲を超えて連携・協力を行っており、改正法のガス事業者の施行後においても、このような連携・協力を行うことが二次災害防止や早期復旧の観点から重要でございます。法改正後については、緊急時対応や大規模災害時には、ガス導管事業者が基本的に行うこととなります。

下の方、「他方」のところでございます。ガス導管事業者と小売事業者がそれぞれの保安上の責任を果たすことが基本でございますけれども、ガス導管事業者が有効に大規模災害時対応を行うためには、平常時の役割を超えて、一体として初動対応と復旧対応に当たることが重要でございます。

この点、改正法第163条では、全てのガス事業者に対して相互に連携し、協力しなければならない義務を課したところでございます。

大規模災害時における連携協力についての制度設計が求められるということで、4.の「論点」でございます。（1）のガス導管事業者が担う役割というところでございます。大規模災害時対応はガス導管事業者が主体的に実施していくことになります。そこで、①以下の内容について、ガス導管事業者が現在行っている内容を引き続き担うこととしてはどうかとしてございます。

①の「対策本部の設置」でございます。ガス導管事業者は、大規模発生時には対策本部を設置して、対策本部のもとで行うこととし、あらかじめ従事者の参集基準を設定しては

どうかとしてございます。

「また」ということで、対策本部は司令塔として対策本部長が一元的に指揮命令することとしてはどうか。また、ガス小売事業者に連携・協力を求める場合の参集基準として、具体的にはということで、9ページの〈参考1－9〉でございますけれども、次のような参集基準を求めたらどうかということで、この表のところでございますが、左側に小規模、震度4以下の内容については平常時の体制、一番右のほう、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるときということで、震度5強以上の地震については大規模災害時の特別体制。真ん中の震度5弱ということで、平常時の体制で、ガス導管事業者の要請があれば大規模災害時の特別体制に移行ということで、必要に応じて参集するということを考えています。

真ん中のところに、平常時の体制、これは基本イメージでございますけれども、ガス導管事業者が導管維持管理担当、また緊急保安対応を置き、また大規模災害時の特別体制ということで、その下のところでございますけれども、対策本部長のもとで「導管対策隊」「顧客対策隊」に分かれ、「顧客対策隊」の中でも、開栓時、または電話対応等部隊があると。この中に、いわゆる被災区域内外のところのガス小売事業者も入っていくというイメージをお示ししてございます。

続いて10ページ目をご覧ください。②の『「導管対策隊」「顧客対策隊」に期待される機能』ということで、「導管対策隊」の役割については、被害情報の収集、供給停止の判断、緊急時対応の実施、巡視点検といった対応や、復旧対応については、復旧の優先順位の設定、復旧作業といった対応が考えられます。また、ガス導管事業者が設置する「導管対策隊」に関しても同様の対応を求めることとしてはどうかとしてございます。

また、現行制度における「顧客対策隊」の役割についても、初動対応として、マイコンメーター遮断による需要家からの相談・問い合わせ対応、マイコンメーターの復帰操作の指示や現場での復帰作業、導管網の復旧状況に関する問い合わせ対応があり、復旧対応としては保安閉開栓の計画作成・実施が挙げられることから、ガス導管事業者の設置する「顧客対策隊」に関しても同様の対応を求めることとしてはどうかとしてございます。

③の人員・資機材の確保でございます。ガス導管事業者が大規模災害時対応を行うために、行動基準を定め、従事者に対して周知するとともに、人員や被害情報の提供に関する協力体制を確立することとしてはどうか。また、委託先やガス小売事業者から共有された参集予定人員リストを管理し、業務分担の詳細をあらかじめ作成することとしてはどうか。

さらに、指揮命令系統を一元化するために、対策本部長となるべき者をあらかじめ定め、また代行者を定めておくこととしてはどうか。加えて、当該対応を行うためには、災害時優先電話等の資機材を確保することとしてはどうか。また、定期点検等を実施し、発災後すぐに使用できるように備えることとしてはどうかとしてございます。

④の防災教育・訓練でございます。ガス導管事業者は、自社の従業員や関連会社の委託先の従事者等に対して、参集基準など、大規模災害時対応を行うために必要なスキルを養うために必要な教育・訓練を行うこととしてはどうかとしてございます。

11ページ目に、ガス小売事業者が連携・協力の観点から、そのガス小売事業者の参入予定者に対しても、平常時において、あらかじめ防災教育・共同訓練を行うことを求めているかどうかとしてございます。

⑤の広報活動でございます。現在、ガス事業者は、災害発生時には様々な形で広報活動を行ってございます。そこで、ガス導管事業者においても、災害発生後において引き続きこのような広報活動を求めることとしてはどうかとしてございます。

⑥の防災関係機関との情報共有・連絡でございます。現在、ガス事業者は、大規模発生時には、消防・警察・地方自治体等といった防災関連機関に対して、被災による推定被害や「供給停止区域」の範囲といった内容について情報提供を行ってございます。また、国や地方自治体に設置された対策本部と緊密な連絡調整を行ってございます。そこで、ガス導管事業者においても、災害発生後について引き続きこのような対応を求めることとしてはどうかとしてございます。

12ページ目をご覧ください。（２）の導管と小売の連携・協力でございます。①の被災区域内の小売による連携・協力。大規模災害時発生時は、ガス導管事業者が一元的に対処することになりますが、ガス小売業者にも一定の役割を果たすことが期待されます。そこで、被災区域内のガス小売事業者に対して求める連携・協力として、次の（イ）から（ホ）までの項目について明確化してはどうかとしてございます。

（イ）のところでございます。災害対策本部への参画。ガス小売事業者においても、大規模災害時に一定の役割を果たすために対策本部指揮下の特別体制に参画し、「顧客対策隊」に必要な要員を供出し、供出した人員をサポートする仕組みを構築することで、必要な連携・協力を行うこととしてはどうかとしてございます。

（ロ）の電話対応のところでございます。大規模発生時の「顧客対策隊」の対応としては、マイコンメーターの遮断による需要家からの問い合わせ対応、マイコンメーター復帰

作業の指示、または現場での復帰作業、導管網の復旧に関する問い合わせといった業務がございます。

①と②についてはガス導管事業者が原則行うこととなりますが、緊急時対応の議論でも、ガス小売事業者が、問い合わせ等があった場合には当該対応を行うと整理したところでございます。また、③の業務についても、ガス導管事業者が「導管対策隊」の業務に注力することを踏まえれば、需要家と直接接点を有するガス小売業者が一定の役割を果たすことが期待されます。そこで、ガス小売事業者は対策本部の指揮命令系統のもと、「顧客対策隊」の一員として当該対応を行うことを求めることとしてはどうかとしてございます。

13ページ目をご覧ください。一番上のところでございますけれども、電話対応業務に際しては、需要家からの相談対応に確実に対処できるように、ガス小売事業者は電話回線を増設するなど24時間体制の電話対応窓口を設置することとしてはどうかとしてございます。

(ハ)の保安閉開栓でございます。保安閉開栓については、緊急時対応においてはガス導管事業者が単独で対処することが基本となる業務でございます。しかしながら、大規模災害発生時は、ガス導管事業者が「導管対策隊」の業務に注力していくことを踏まえれば、ガス小売事業者が一定の役割を果たすことが期待されます。そのため、ガス小売事業者は導管事業者の対策本部の指揮命令系統のもと、「顧客対策隊」の一員として、復旧対応における保安閉開栓を担うことを求めているかどうかとしてございます。

(ニ)の人員・資機材の確保でございます。ガス小売事業者が電話対応や復旧作業の実施に対して一定の責任を担うこととした場合、平常時から準備しておくことが重要になります。ガス小売事業者は、事前に参集基準を定め、導管対策本部の指揮命令のもと、特別体制に参画することを定めるとともに、参集予定要員のリストを作成し、そのリストを共有することとしてはどうか。また、必要な電話回線等の資機材の確保を求めているかどうかとしてございます。

14ページ目をご覧ください。一番上の「なお」というところで、ガス導管事業者は社会的な重要度が高い需要家に対して、優先的に供給できるように計画を策定している実態があります。そこで、ガス小売事業者は、社会的に重要な需要家に対してガス供給を行う場合には、平常時からガス導管事業者はその旨を情報提供しておくことが望ましいのではないかとしてございます。

(ホ)の教育・訓練でございます。ガス小売事業者は、迅速かつ円滑に対応するために、ガス導管事業者が行う災害教育、共同訓練を受講し、参画することとしてはどうか。さら

に、ガス小売事業者自身も、自らの参集予定要員に対して教育・訓練を実施することとしてはどうか。また、必要に応じて、大規模災害発生後においても、参集した要員に対して簡単な再教育を実施することも望ましいとしてございます。

(へ) の「需要家への注意喚起」。大規模災害発生時には、マイコンメーターの復帰操作方法など、保安上注意すべき事項に関して、ガス導管事業者がホームページ等の情報提供を行ってございます。そこで、ガス小売事業者に対しても需要家と直接接点を有する者であることから、需要家にホームページなどを通じて周知し、注意喚起に努めることが必要ではないかとしてございます。

15ページ目の(ト) のところでございます。ガス導管事業者からの協力要請への対応ということで、大規模発生時には、ガス導管事業者は導管網の復旧等に注力するということでございます。その被災状況によっては、ガス導管事業者からガス小売事業者に対して協力要請を行う場合が考えられます。その場合には、協力要請を受けたガス小売事業者は、ガス導管事業者と個別折衝による協議を行い、その可否を検討することとなると考えられますが、ガス小売事業者はガス導管事業者の協力要請に対して誠意を持って協議することが望ましいのではないかとしてございます。

(ii) の大規模災害以外の協力要請ということで、大規模発生以外にもサンドブラストや小規模災害による供給支障事故の発生など、ガス導管事業者単独で対処するということになります。しかしながら、その規模、また供給支障の規模によっては、ガス導管事業者が小売事業者に対して協力要請を行う場合が考えられます。その場合には、ガス小売事業者は同様に誠意をもって協議することが望ましいのではないかとしてございます。

16ページ目の②のところで、被災区域外のガス導管事業者・小売事業者による連携・協力でございます。今般の法改正後においても、被災区域外のガス導管事業者は、引き続き、被災事業者と一体となって大規模災害時対応を行うことが望ましいのではないかと。また、被災区域以外のガス小売事業者に関しても、可能な限り、被災区域内のガス小売事業者と同様に、「顧客対策隊」に参画し、保安閉開栓に従事することで早期の復旧作業の実施に対して連携・協力していくことが望ましいのではないかとしてございます。

(3) の連携・協力として求められる事項の担保手法でございます。大規模災害発生時において、二次災害を防止し、早期復旧を行うためにはガス導管事業者とガス小売事業者の連携・協力が不可欠でございます。先ほど申し上げた改正163条では、全てのガス事業者に対して相互に連携し協力しなければならない業務を課したところでございます。それ

を具体的に示すものとして、国が作成する連携協力ガイドラインに記載することとし、緊急時、大規模災害時に関して明確に示すこととしてはどうか。また、特に必要な連携・協力事項については、以下の方法により保安業務規程等の記載事項としてはどうかということとでございます。

①のガス導管事業者に関する内容。ガス導管事業者に対しては、改正法61条の維持義務に基づく保安業務、また、159条第5項における緊急時対応として大規模災害時対応を実施することとなります。現行制度では、保安規程において大規模災害時におけるガス工作物に関する措置を記載してございます。そこで、今後はガス導管事業者が改正法64条以降に規定する保安規程において当該内容を記載することとしてはどうか。また、ガス導管事業者の作成する保安業務規程においては、改正法159条5項の業務に関して記載することとなりますが、保安業務規程についても同様の内容を記載することとしてはどうか。

さらに、大規模災害に関する記載事項としては、ガス小売事業者の連携・協力を受けられる「導管対策隊」「顧客対策隊」の編成等、またガス小売事業者等に対しての防災教育・共同訓練、保安教育といった事項について記載することとしてはどうかとしてございます。

17ページ目の②「ガス小売事業者に関する内容」ということで、ガス小売事業者については、「顧客対策隊」の一員として、主に初動時にマイコンメーターの復帰操作を行い、復旧時に保安閉開栓を担うことが期待されます。そこで、ガス小売事業者が作成する保安業務規程において、大規模災害発生時にはその対応を優先し、ガス導管事業者の対策本部に参画し、指揮命令のもと一体的な対応を行うことを記載することとしてはどうか。そして、平常時から大規模災害時に備えて教育・訓練に参加するとともに、自ら従事者に対して教育・訓練を実施することに対して記載することとしてはどうか。さらに、大規模災害時対応を実施するに当たっては、導管と小売の規模・特性に応じた形で対応することになるので、あらかじめ導管と小売との間で当該対応に関する協議を行うことを託送供給約款において取り決めることとしてはどうかとしてございます。

最後の（４）「今後の見直しの必要性」でございますけれども、今後、大規模災害時対応の在り方に関しては、既存のガス事業者のシェアの変動など事業環境の変化や導管部門の法的分離の実施状況、大規模災害発生後など、定期的にその制度の在り方を検討し、必要な箇所は見直しを行っていくこととしてはどうかとしてございます。以上でございます。

○倉渕座長　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。いつものように、ご発言のある方はネームプレートを立てていただくとわかりやすいと思います。よろしくお願いいたします。赤穂委員、お願いいたします。

○赤穂委員 ありがとうございます。

大規模災害時には日頃ライバルであっても、有事の際はみんなで協力して対応するという、これは当然のことだと思いますし、是非やっていただきたいと思います。その上で、やはり日常の訓練がとても大事であろうと思っております。先般、私も、東邦ガスさんの訓練、見学させていただきましたが、非常に緊張感をもって訓練されていましたが、やはり日頃からそういう対応をするというのがとても大事で、今後、新規に参入されてくる方々にもそういう訓練と一緒にやってやるという体制をとることがとても大事であろうと思っておりますので、是非その体制をとっていただきたいと思っております。

あと1つ質問があるのですが、ユーザーの立場になったときに、これから大規模災害が起こったときに、連絡の手段ですね。どのように周知していくのか。恐らく、ガス漏れの際にはこの番号ですよというのは周知されていると思いますが、大規模災害のときにかける電話番号とか、また別に設けて、全事業者で共通のようなものを設けるのか、自分の契約している小売の事業者さんから振り分けられることになるのか、そこら辺の具体的な運用の在り方というのが、もし想定されているものがあれば教えていただきたいと思います。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございました。日常訓練の重要性に関するご指摘と、質問につきましては非常時の需要家の連絡先ですね。これについて何かスキームがあるかということだったと思います。いかがでしょうか。では、金子委員。

○金子委員 詳細は今後詰めていくことになると思いますけれども、基本的には、地震によってガス漏れが生じたというときには、平常時と同じように、導管事業者の緊急対応する窓口にお電話いただくと。それ以外の用件については、できるだけ本来受けるべきガス漏れ情報が隠れてしまわないように、必要があれば小売事業者の方に電話していただくと。こういう整理にすることがふさわしいのではないかと考えております。

○倉渕座長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員 今回、自由化に伴って小売事業者の方が協力して、連携して災害時にも対応する必要があるということですが、正直、少なからずの混乱は起こるのではないかなあと思念しているところです。

特に12ページの（ロ）のところで、初動対応で電話対応等もガス小売事業者の事務所に
おいて個別になされることが原則だというのが一番下にも書いてございますが、この場合
に導管事業者との連携をどうやってやっていくのか、時々刻々と変わっていく体制の連絡
を密にするということが非常に重要になると思うのですが、通信網が災害時も健全に生き
ていることが前提で、ただ、それが混乱するということも当然想定されるわけで、その通
信網の遮断とかうまくいかなかったときどうするのかというセーフティネットを二重にも
三重にも是非張っていただきたいなということをまずお願いしておきたいと思います。

それから、地域外の小売業者の方からの応援ということが16ページに書いてありました
けれども、この関係となると、被災地域の導管事業者にとっては、他の区域でどういう小
売事業者がいるかという情報まで日頃から把握しておくというのはなかなか大変なことでは
ないかなと思うので、一つの提案としては、被災区域外の、今でも多分行われている、
いわゆる導管事業者、今は事業者さんですけども、そこに応援要請をすれば、そこから
そのエリアごとの小売業者に、何人応援が欲しいということであれば、そこが窓口にな
って例えば、応援要請してくれるとか、導管事業者ごとの連携を利用した形にしないと、
いきなり他地域の小売事業者の応援要請まで被災区域内のガス導管事業者がやるというこ
とになると、ますますもって混乱するだろうなという気がいたしました。

あとは、あくまでも努力義務規程の書きぶりになっている163条ですとか保安規程、保
安業務規程に書かれたことをどれだけ各事業者さんが自分の職業的倫理感で実施してい
ただけるかということに一にかかっていると思いますので、そこら辺はやはり意識を高める
意味でも、経産省の方も音頭をとっていただき、また、日頃から訓練を実施することでそ
ういう連携意識を高めていっていただければなと思いました。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございました。3点ご指摘ございました。まず、被災時の小売
と導管の連携ですね。特にコミュニケーションがどのように確保されるかという点につい
てご指摘いただきました。また、被災地外の小売事業者に応援を頼むときに、その地域の
導管事業者が一つの窓口になるのではないかということで、そういったスキームの構築と
いうご提案をいただいたと思います。

また、努力義務規程というのがどれだけ被災時に実効性があるかということについて
ご懸念があつて、非常にそのとおりだと思います。この辺は実際にこの仕組みをつくって
いく上で努力していくという努力目標ということになると思いますけれども、現状で何か
その辺についてお考え等ありますでしょうか。では、金子委員、お願いいたします。

○金子委員　導管事業者と小売事業者が平常時の役割分担の範囲を超えて一体となって二次災害防止と早期復旧というのがこの資料に示された考え方の根幹だと認識しています。資料の16ページにも連携・協力を担保する方法についての記載があります。今回決められた大規模災害時の役割分担を実際の災害時に機能させるためには、この連携・協力ガイドライン、託送供給約款、保安業務規程などで明文化するということに加えて、費用負担とか費用回収などの詳細を詰めていく必要があると思いますので、引き続き国において整理をお願いしたいと思っております。

○倉渕座長　ありがとうございました。三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員　ありがとうございます。赤穂委員、吉川委員もおっしゃっていたことと少しかぶりますが、何が起るかわからない、起きてからでは、想定できないことが起こったときに、やはり一番大事なのは応援要員だと思うのですけれども、7ページ、＜参考1－8＞にありますとおり、応援実績というのをみたときに、こんなに大勢の方たちが助けてくれた応援実績が実際にあったということを考えると、本当にこの先、大規模災害があったときにこれだけの人たちを参集させるシステムというか、段取りというのは実際にはなかなか大変なことではないかなあと。

夜中に起きて、交通網が全くないときに、皆さん遠くから通勤されていますよね。ご近所に住んでいる方はほとんどいらっしゃらないと思うので、対策本部にしろ何にしろ、ある程度の例えば夜勤とか宿直とかで設定はなさっているでしょうがそれ以上の何か手立てというか、そういうのがどんなことがあるのかというのは私たちにはわからないので、その辺の、もしこういうときにはこうするつもりですということがあれば教えていただきたいことが1つ。

それからもう一つは、これはお願いなのですが、電話回線により24時間体制で窓口設置となったときに、パニック状態になった消費者がわーっという感じで電話してきたときにも冷静に対応できる人材というのは一朝一夕では作れないわけですね。例えば私たち、消費者相談の現場でもそうですけれども、困っている人というか、慌てている人の電話を冷静に受けとめて適切な判断なり指示というか、アドバイスをするというのは誰でもできることではないので、やはりそれはプロフェッショナルの方にきちんと教育してもらいたいです。多分、全くそういうことに接したことがない小売事業者が入ってくるであろうときに、人だけ出しました、適切な対応はできませんでしたというのではうまくいかないと思いますので、その辺の教育体制の問題ですね。

それもできるだけ、導管だろうが小売だろうが同レベルでやっていただけたら良いということで、例えば合同の教育をやる機会を設けるとか、それを相互に、定期的に訓練などをしていくこととかも含めてお考えいただきたいということですね。ですから、16ページに、今、金子委員もおっしゃっていましたが、国が作成する連携・協力ガイドラインというのは、ガイドラインではあるけれども、非常に大事なものだと思っております、この作り込みのときに、教育体制の問題、人員参集の問題とか、そういうことも全部含めて書き込んでいただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○倉渕座長 ありがとうございました。2点ございまして、不測の事態における人員の確実な確保をどのようにするかということと、非常時に機能する人材といいますか、その教育についてのご指摘がございました。経産省側から何か発言ございますか。

○大本ガス安全室長 先ほどの吉川委員の3点のご指摘はごもっともなところもございますし、先ほど金子委員や三浦委員からありましたガイドラインについてはこれからしっかり検討して、この案をまたこのWG等でもお諮りしたいと思っております。

また、保安に係る費用については、特に託送供給のところで担保できるかということもございまして、資源エネルギー庁ともうまく相談させていただきながら、検討・対応していきたいと思っております。

三浦委員からのコメントで、大規模災害があったときの要員の手立て、こういうときはこうするつもりですというところは、金子委員から何か補足あればコメントいただければと思ったのですが。

○金子委員 すみません。もう一度。

○倉渕座長 不測の事態が起こったときにいかに要員を確保していくかと。特に小売事業者の協力を得てというところがなかなか難しいかなというところだと思います。

○金子委員 今現在のお話をさせていただきますと、各一般ガス導管事業者は被害の程度に応じて参集基準というのを定めておりまして、先ほどおっしゃったように、通信が必ずしも万全でない状態においてもある基準をもって自動参集するという事になっておりますので、そういった考えを小売事業者、導管事業者双方が自覚をもっていくということが一つの方策かなと思います。

それから、夜勤等々のご心配もいただきましたけれども、特に復旧局面になると長期化して、なかなか一人の人がずうっとそれを続けるというわけにはいきませんので、そこは交代要員を事前にきちっと決めておくとか、ある一定期間が来たら交代するので、それま

で全力で頑張れということを実態としてやっておりまして、こういう体制をいかに自由化後も構築できるかというところが重要なのだろうと考えています。

○倉渕座長　　ありがとうございました。他、よろしいでしょうか。

早田委員、お願いいたします。

○早田委員　　ありがとうございます。特に私ども小売事業者といたしましては、12ページ以降の（２）のところで記載いただいております、導管事業者と小売事業者との連携・協力、ここのところが非常にポイントだと思っております。事務局資料にありますとおり、大規模災害時におきましては、原則、当該エリアの導管事業者様の方で対策・組織を編成していただいて、対策本部長の一元的な指揮命令系統のもとに対応していくということになります。特に巨大地震とか大規模な地震等によりまして導管網の被害が非常に著しいということで、広範囲の供給停止等が発生して導管の方の復旧要員が不足するような状況におきましては、私ども、小売事業者も対策組織の中の顧客対策隊の要員の一人として、お客様からの問い合わせなど、記載していただいたとおりの内容について積極的に連携・協力していきたいと考えてございます。

その中で少し気になっている点が１点だけございまして、特に13ページの（ハ）のところに書いていただいております復旧対応における保安の開閉栓のところでございます。これは被災のとき、いざというときのために常日頃から協力・訓練に参画することなどによりまして、場合によっては単独で操作ができるように備えていきたいとは考えてございますけれども、ここの部分がまさしく通常の業務の分担の範囲を超えてというところでございます。特に通常業務で実施しないガスの漏えい検査等も伴うということございまして、また、小売の契約がないようなお客様の敷地内に入って操作が必要となるということになります。

特に供給を開始する際に、元栓でありますガスメーターのコックを開くというような場合におきましては、通常の内管の検査とは違って、特に災害で内管等が損傷している状態が多いのではないかとということも考えておりまして、当初は、ガス導管事業者様の現場指揮者と同行させていただいて、具体的にご指示をいただいて、その操作及び漏えい検査を行うということで、慣れた段階において単独作業に移行させていただくとか、そういう作業者の安全監理面の配慮を是非十分をお願いしたいということでございます。これは要望でございます。

○倉渕座長　　ありがとうございました。他、よろしいでしょうか。

資料２につきまして多角的なご意見をいただきました。特に小売事業者と導管事業者の連携体制をいかに非常時に機能させるかということで、実際に起こってみたいとわからないことが多々あるかと思えますけれども、現状で考えられる限りの検討を行って、その仕組みを作っていただきたいということで、引き続き検討をよろしくお願いいたします。

それでは、２番目の議題でございますが、「消費機器の調査・周知の実施体制と監督者・従事者への教育・訓練について」、事務局より説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長　それでは、資料３－１をご覧ください。説明の途中で、本日オブザーバー出席されております一般財団法人日本ガス検査協会の森下様、また金子委員、杉森委員からそれぞれ資料に基づいて説明いただく予定でございます。

それでは、１．の「検討の背景」でございます。本WGにおいては、ガス小売事業者の行う消費機器の調査・周知に関する実施体制の確保について議論をしたところでございます。＜参考２－１＞は、前回、「需要家ガス設備点検員」の概要ということで説明しております。また、２ページ目に、登録調査員ということで第１回目のときに簡易ガス事業者の業界資格ということで紹介してございます。

２．の「論点」のところ、（１）でございますが、現行制度においては、ガス事業者は消費機器の調査・周知に関して実施体制や実施方法について具体的に規定していない。実態面では、ガス事業者は、保安規程において体制を整備しており、その規模や特性に応じて、消費機器の調査・周知に関する体制を確保してございます。

そこで、ガス小売事業者による消費機器の調査・周知に関する体制について、国として作成する「モデル保安業務規程」において、現行の保安規程の記載事例を参考に、以下のとおり記載することとしてはどうかとしてございます。

①の保安統括者、主任者による調査・周知の実施ということで、ガス事業者はガス工作物に関し、保安規程の中で、ガス工作物の維持、運用に関する保安業務を管理する組織を事業所単位で定めることとしており、例えば内管保安を行う部署に関しては、その保安業務の作業員の他に、組織ごとに「保安統括者」「保安主任者」を置くこととしている実態がございます。

ここで「保安統括者」は、「ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を統括する者」であり、その保安管理組織ごとに置くこととしてございます。また、「保安主任者」は、保安統括者の指示のもと、現場の監督を指揮し、保安確保に努めるとともに、担当の直ごとに置くということをしてございます。

ガス小売事業者が行う消費機器の調査・周知の実施体制としても、保安業務規程に同様の保安管理組織を定めることとし、全体の業務統括を行う者として「保安統括者」を置くことで、統括責任者を明確化し、その指揮命令のもとで業務を遂行することとしてはどうか。また、保安統括者の指揮命令のもとで業務管理を行い、委託先も含めた作業者を指揮する「保安主任者」に関しても、同様に設置するよう定め、ガス小売事業者による消費機器の調査・周知の円滑な実施に向けた体制整備を担保することとしてはどうかとしています。

なお、その規模の実態によっては、「保安主任者」を設けず、「保安統括者」がその従事者に対する指揮等を行う場合もございますので、それについては「保安統括者」が担うこととしてはどうかとしています。

②の監督を行う者ということで、現行制度では、ガス事業者がガス工作物の工事、維持、運用を監督するために選任するガス主任技術者に対して、消費機器の調査・周知を監督している実態がございます。他方、今般の法改正後は、ガス小売事業者はガス工作物を維持・運用しない場合には、ガス主任技術者の選任といった業務が課せられないということでございます。

現在、ガス事業者がガス工作物に関して作成する保安規程の中で、ガス主任技術者は「保安統括者」か「保安主任者」をもって充てることとしており、具体的な職務として(i)から、次のページの、内容は省略しますが、(ix)までその業務を行ってございます。必要がある場合には、ガス主任技術者は保安関係の資料提出を求めることができるということにしております。

また、ガス主任技術者が事情によって不在となる場合には、あらかじめ代行者を指名しているということもございます。そこで、ガス小売事業者における監督者においても、ガス主任技術者と同様に、「保安統括者」や「保安主任者」をもって充てることとしてはどうか。

さらに、「保安業務監督者」の職務として、保安統括者に対する意見具申・助言、保安計画の審査、保安業務規程やその他の諸規程の制定・改廃に関する意見、事故内容の審査、所管官庁に提出する報告書のうち保安に関するものの審査、立入検査への原則立ち会い、保安教育計画の審査、保安業務規程の実施状況の把握を定めることとしてはどうか。そして、消費機器の調査・周知の従事者は、「保安業務監督者」の指示に従うこととし、職務遂行上必要な場合には、「保安業務監督者」は必要な資料提出を求めることができること

としてはどうか。

また、「保安業務監督者」が病気その他のやむを得ない事情によって不在となる場合における代行者についても、あらかじめ指名しておくこととしてはどうかということで、＜参考２－３＞①が保安主任者を置く場合ということで、この表の〇〇のところが実際の作業をする方で、それを監督する主任者、またそれを統括する統括者がいるということで、この点線のところで保安業務監督者が監督する。これについては保安統括者、主任者をもって充てる。保安主任者を置かない場合が②ということでございます。

続いて、(２)の「消費機器調査の監督者・従事者に対する教育・訓練」でございます。現在、ガス事業者は、ガス主任技術者試験に合格し、その免状を有する者の中からガス主任技術者を選任することとしてございます。ガス主任技術試験は、法令、またガスの理論、また工事に関する技術、ガス工作物の構造、機能、ガスの成分等の測定、またガス機器の構造について出題しており、十分な知識を有することが担保されている。

こうした実態を踏まえ、ガス小売事業者が保安業務規程において選任することとする「保安業務監督者」について、ガス小売事業者はその選任予定者に対して、①法令関係、②のガスに関する理論、③の消費機器の調査・周知などの保安業務に関する技術、④ガス器具の構造、機能に関する科目に関して教育・訓練を行うこととしてはどうか。

②として「調査従事者に求める教育・訓練」。現在、ガス事業者は、従事者において、教育・訓練を行うとともに、毎年作成する教育計画によって教育・訓練を行うこととしてございます。さらにということで、ガス事業者は、調査従事者に対して、「需要家ガス設備点検員」や「登録調査員」といった業界資格を設定し、教育・訓練を行っている現状がでございます。

そこで、ガス小売事業者に対しても同様に、保安業務規程において、その従事者に対する教育・訓練について定めることとし、具体的な教育計画を毎年定めて実施していくこととしてはどうか。

また、ガス小売事業者の保安業務規程の中に、この調査従事者に対して、あらかじめ基礎知識等に関して教育・訓練を行うよう記載することとしてはどうか。なお、現在ガス事業者は、「需要家ガス設備点検員」や「登録調査員」の資格取得・講習等を通じて、適正な実施を行う知識・技能を担保している現状がでございます。ガス小売事業者がしっかりと調査従事者に対して教育・訓練を行うために、こうした業界資格やそれに相当する知見を習得することが望ましいのではないかとしてございます。

続いて、資料3－2については森下オブザーバーからご説明をよろしくお願いいたします。

○森下オブザーバー　　日本ガス機器検査協会の森下と申します。

私どもの資料、「保安業務監督者」育成のための教育についてご説明させていただきます。

まず、資料の2ページ目、3ページ目、4ページ目ですが、これは私どもが現在実施している消費機器関連の講習業務の紹介ということで紹介させていただいております。直接今回の案件には関係ございませんので、内容についての詳細な説明は省略させていただきます。

あと、委員の方にはパンフレットをお配りしておりますが、開いていただきまして、真ん中に「ガス主任技術者試験の実務」ということで、私どものガス主任技術者の試験の運営機関ということで実施させていただいておりますということをご紹介させていただくということでパンフレットをお配りしております。

内容でございますが、資料の4ページ目からになります。『保安業務監督者』の主な業務及び求められる要件」ということで、まずは保安業務監督者、想定される主な職務ということで、例として①から⑩まで挙げてございます。周知調査業務、実務のみならず、保安統括者に対する意見具申・助言ですとか保安計画の審査等、保安に対する総合的な業務を管理・監督するというようなことが職務として担当することになるのではないかと思います。それらの職務に従事するために求められる要件ということで、大きく4つ挙げさせていただきます。

まず1つが「社内ルールの適切性の確認」ということで、自らが定めました規程とか保安計画、保安教育計画が適切なものであるかどうか判断できる能力。あと、2番目、「事故発生時における適切な対応」ということで、異常時について、事故原因の分析、再発防止の適切性など適切に判断できるという能力。それと、保安業務の実施状況確認、指示、これを適切に行えるかということ。最後は「緊急時・大規模災害時における適切な対応」ということで、導管事業者さんとの連携をとりながら、迅速かつ的確に対応する能力が問われるということで、こういったガス消費機器の保安確保に関する総合的な知識を身につける必要があるということを考えております。

資料の5ページ目でございますが、そのような知識、能力を習得するために、カリキュラムとしまして、私どもは3つの内容について教育してはどうかということを提案させて

いただいております。まず、1つ目は法令に関する知識でございます。こちらは法令に基づいた適切な内容であるか判断するための知識ということで必要ではないかということです。あと、ガス及びガス消費機器に関する知識ということで、事故発生時とか再発防止策検討時において、技術的観点から判断、助言、指示を行える知識を身につけるということでございます。

あと、消費機器調査・周知その他保安実務に関する知識ということで、こちらのほうは実務に関する当然身につけなければいけないということと、緊急時、大規模発生時の対応方法について事前に知っておく必要があるということで挙げております。

6ページ目ですが、教育カリキュラムの詳細ということで、では主にどういったことを教育すればいいかということ为例として紹介しております。法令でいいますと、当然、ガス事業法ですとか、あと特監法といった法律に関する知識、ガス及びガス消費機器に関する知識ということでは、ガスの燃焼状態に関する基礎ですとかガス機器の安全装置に関する種類・構造・機能、あと、ガス漏れ警報器、ガスメーターに関する保安機器に対する知識、あと、ガス機器の給排気に関する知識ということで、そういった専門的な知識を学ぶ必要があるのではないかと考えております。

あと、消費機器調査・周知その他保安実務に関する知識ということでは、調査・周知の基準ですとか留意点、方法等、あと、結果の不備事例ですとか改善方法、CO中毒に関する基本的な知識についても学ぶといったことと、消費段階の事故に関する知識、事故事例、対処方法、再発防止策等について学ぶ必要があるということと、最後、緊急時・大規模災害時の導管事業者等との連携等について学ぶということを考えております。

7ページ目ですが、こちらのほう、ただ教育を受けるだけではなくて、その身についた知識の習熟度を確認するということで、修了試験を受けていただくことによって確認する必要があるということで書かせていただきました。

判定基準等については今後検討する必要があるかなと考えています。

最後、「まとめ」ということで、3つの科目と、あと修了試験ということで、3科目です。講習日数としては概ね3日間程度を想定して実施するのが適当ではないかと考えております。また、これらの知識ですけれども、既に都市ガス事業、あるいはLPガス事業、保安関連の資格を保有している方につきましては軽減の仕組みについて今後検討する必要があるかと考えております。

あと、JIAでは、先ほど、詳細については割愛させていただきましたが、一般の受講

者、資格をとりたいという方が直接申し込みをして講習を実施させていただいておりますので、今回の保安業務監督者の講習につきましても同じような体制でできるかなと考えております。

最後、「講習修了後の研修機会の提供」ということで、さまざまなフォロー教育を私も実施しておりますので、場合によっては、保安業務監督者の教育についてもフォロー教育等を行っていったらどうかということで提案させていただいております。

説明は以上でございます。

○倉渕座長 続いて、金子委員から資料3-3をお願いいたします。

○金子委員 ありがとうございます。今の説明は監督者に関する教育ですがけれども、私からは従事者、実際に作業される方が取得すべき資格制度ということで提案させていただきたいと思います。

資料の2ページから4ページはこの検討に至った背景ということですが、時間の関係で本日は説明を割愛させていただきます。お手数ですが、後ほどご確認いただければと思います。

5ページをご覧ください。これが現在の日本ガス協会による「需要家ガス設備点検員」資格の一つの枠組みを示したものであります。日本ガス協会の資格事務局は、会員事業者に対して標準カリキュラムを提供するとともに、事業者が選定したトレーナーに対してトレーナー講習会を開催します。トレーナーは、各事業者内で資格取得希望者に対して講習を実施します。この受講者には業務の委託先も含まれます。トレーナーの選定に当たりましては、定期保安点検関連業務の従事期間が2年以上などの条件を設けています。

6ページをご覧ください。今回の法改正に伴う事業類型の変更に対応するために、日本ガス協会では、需要家ガス設備点検員資格制度の一部変更を検討しています。図の左側に示す現在の点検員資格、需要家ガス設備点検員資格を、ガス小売事業者の責任である消費機器調査員資格と一般ガス導管事業者の責任である内管検査員資格の2つに再構成します。消費機器調査員は、小売事業者のための資格と位置づけ、新規参入者を含むガス小売事業者からの資格申請を可能といたします。

7ページをご覧ください。7ページは標準カリキュラムの教育内容を示したものです。詳細の説明は省略させていただきますが、これまでのこのWGでの審議事項を踏まえた構成となっております。

8ページをご覧ください。今後予定している取組を2点ご説明します。1点目は資格取

得の効率化です。LPガス業界や簡易ガス業界における点検資格保有者がこの消費機器調査員資格の取得を希望する場合、消費機器調査の実務に必要な知識、スキルを保有している範囲で、講習内容の重複部分の省略を検討いたします。

この点については、既に全国LPガス協会様、全国コミュニティーガス協会様、高圧ガス保安協会様と講習内容の情報共有を行い、具体的な検討を開始しております。

2点目は、新規参入者への講習受講機会の提供です。新規参入するガス小売事業者には参入当初の時期においては自社内に講習トレーナーがいないことが考えられます。資格取得希望者への講習機会を提供する方法として、第三者機関である日本ガス機器検査協会様の組織内に、トレーナーを養成し、資格取得講習を開催する検討をお願いしています。また、可能な範囲で既存事業者にも協力を依頼することも検討しています。

なお、将来的には新規参入者も、既存事業者と同様に、自社内で講習トレーナーを養成し、自社内で講習を実施するという形となることを前提としています。以上でございます。

○倉渕座長 続いて、杉森委員から、資料3-4の説明をお願いします。

○杉森委員 続きまして、日本コミュニティーガス協会の登録調査員制度について、簡単にご説明させていただきます。

目的は、一般的でございますけれども、優秀な調査員を養成することです。それで、2.の受講対象者でございますが、受講対象につきましては、会員事業者のみならず、その事業者から調査を受託する事業者の従業者の方も対象として教育しております。例えばLP販売事業における保安機関の従業者の方も含めて受講対象としております。

講習会の実施主体でございますけれども、当協会、全国に10支部ございます。北海道から沖縄までございますが、その支部が主催となって年2回ほど講習会をやっております。参考として下でございますが、昨年度の受講実績ということで、認定講習で約1,600、再講習で5,000名弱の方が受けられています。

次のページでございますが、認定講習につきましては受講資格を設けております、この①から⑥にございますように、①から⑤はガス事業法、あるいは液石法関係の資格関係でございます。⑥につきましては、基本的には実務経験を有する方を対象とすることにしております。

5. がその講習の内容でございます。これは先ほどの資料にもございましたけれども、調査員テキスト、あるいは協会で作っております調査・内管漏えい検査規程に基づいて講習しております。それで、先ほどの資格の①から⑤の、既にガス事業法、あるいは液石

法の資格をおもちの方につきましては、試験につきましては免除させていただいている状況でございます。

現状の登録状況は、ことしの10月末現在で、全国で約2万2,000人の方が既に登録されているという状況でございます。会員事業者が今全国で1,400社ございますので、1社平均、委託先の方も含めて約15人の方がかかわっているという状況でございます。簡単ですが、以上です。

○倉渕座長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。久本委員、お願いいたします。

○久本委員 今ご紹介いただきました教育のシステムは、ガス主任技術者を除いては、法定の教育ではなく自主講習として実施されるという理解でよろしいかと思うのですが、今後、小売自由化を迎えてこの自主講習を含めた新しい教育制度をつくられるときに、最初に講習を受け試験に合格したらそれでおしまいというのではなく、むしろその後のフォローが非常に重要だと思いますので、定期的な再講習を実施し、その受講率をなるべく高くするような仕組みを作っていただきたいと思います。法定の再講習でもなかなか100%受講ということは難しことですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○倉渕座長 ありがとうございました。再講習の重要性についてのご指摘がございました。ほかにございますでしょうか。吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員 先ほどの、まず4ページ目の表を拝見させていただいて、保安業務監督者、この職務について説明を受けたところでございますが、本来は保安業務監督者の職責というのは、保安統括者が策定した保安規程等のチェックをするというか、監視をする立場であるのに、これは取締役と監査役が兼ねられるみたいな構図になっていて、「保安統括者or保安主任者をもって充てる」と書いてあるのを見てちょっとびっくりしてしまったのですが、このようなことが前提になっている監督者ならば、何もあえて監督者として設ける必要はないかと。でも、実は監督者は設けてほしくて、ですから、兼ねないというか、独立した立場でやはり統括する人というような位置付けで監督者を作っていただくことはできないのか。この点、是非ご検討いただきたいというのが1点です。

それから、3ページ目の①の最後のなお書きのところで、ガス小売事業者の規模によっては「保安主任者」を設けず、「保安統括者」が兼務する場合もあるということが書いてあって、これは現実的には、多分、大半の方がそういうスキームになるのではないかなあと思っていまして、先ほどの図ではないですが、どうも規模の大きい会社がこれまで前提

だったからかもしれないのですが、屋上屋を重ねるような組織図になっているような気がして仕方がないので、もう一回、監督する人は監督をする人、現場の作業をする方を取りまとめて策定する人は策定する人というシンプルな構造で役割分担を決めていただいた方があるいはいいのかなあと思いました。

そういう中で、先ほど第三者機関としてご紹介のあった J I A さんがその監督者の認定資格の講習とか認定機関を担ってくださるというのであれば、それは大変望ましいことだなあと思いました。

それから、今まで業界の自主努力の部分で自主的な資格講習会等をしていただいて、それぞれの業界で需要家ガス設備点検員ですとか登録調査員といった制度があるということはこの間も教えていただいたのですが、なるべく今後、そこら辺のそれぞれの有資格者が均質なスキルをもっているというか、そういうスキームに各協会が協力されてそろえていただけたら、消費者の側も、どこにどういう資格をもっている人でもこの消費機器のことに关してはちゃんと頼りにできるなあとという安心感がよりもてるのではないかという気がいたしました。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございます。2点ございまして、1つは、4ページの組織図、この中の主任者、統括者、監督者、これは別人格のほうがいいというご意見と申しますけれども、もう一つは、教育内容の均一性ということがございましたが、まずこのスキームについてはいかがでしょう。

○大本ガス安全室長 今、吉川委員からご説明あった独立した立場でこのスキームのところを検討して欲しいという話ですが、今のこの案に関しては、ガス主任技術者というか、現行のガス工作物のガス主任者体制に関して、今の保安統括者、主任者に関してはガス主任技術者の資格者をもって充てるとしているのです、そういう形で、同じ構造とさせていただいたところでございますけれども、ご指摘の点もあると思いますので、ここに関してはどういう形の体制が望ましいのかというのは、事務局で検討させていただいて、またお諮りしたいなと思ってございます。

○倉渕座長 どうぞ。

○吉川委員 あと、基本的に、ガス小売事業者さんの場合、保安業務をどこかに委託される場合、そういう保安統括者ですとか主任者に当たる方というのは、受託先、社外の人でいいという建てつけになっているのか、やはり社内に1人ちゃんとそういう人をもつようにという規程ぶりにするのかどうか、そこら辺も是非教えていただきたいと思います。

○大本ガス安全室長　　基本的には、業務を委託する形にはなるのですが、その委託というところは、この○で書いているような、実際の実務の方を、ある意味、アウトソーシングするというイメージなので、小売の事業所ごとには基本的には社内の方の責任者を置くというのが、基本的な考え方と思っています。

○倉渕座長　　他にいかがですか。早田委員、お願いいたします。

○早田委員　　ありがとうございます。

私どもから、WGの第1回におきまして、消費機器の周知業務従事者に対する共通的な受講の仕組みを是非お願いしたいということで、早速今回ご検討いただきまして、この場を借りて御礼申し上げたいと思います。私ども、新規小売につきましては、調査・周知業務従事者の基礎的、実務的な知識、技能の習得に努めてまいりたいと考えてございます。

その中で2点ほどお願いなのですが、私どもの新規参入者につきましては、既存の事業者様と違いまして、小売の自由化の開始までに、今、ご提案があった保安業務監督者、それと調査業務従事者、これを教育訓練を実施して一定レベルまで持ち上げないといけないということで、消費機器の調査周知の実施体制を整備・構築する必要があります。今回ご提案いただいた制度につきましては、できればなるべく早い時期に実行できるように、自由化開始前の1年程度前までにできればお願いしたいなということが1点でございます。

もう一つは保安業務監督者に関する要件なのですが、先ほどのご説明の中で、今後検討すべき課題ということで説明がございましたけれども、現在、ガス主任技術者の免状を有している者、こういう者につきましては、今回ご提案いただいた講習の修了に限らず、その要件を満足するものと例えばみなしていただくとか、そういう柔軟な対応が可能となるように是非お願いしたいと思っております。以上でございます。

○倉渕座長　　ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。責任の所在をいかに明確にするかということと、スキルをいかに維持するか、この2点を確保しないといけないということで、期間はなかなか短いのですが、関係機関、是非ご尽力いただきまして、消費者に不安が残らないような形のスキームの構築を進めていただきたいということで、事務局におきましては引き続きご検討をよろしくお願いいたします。

それでは、議題3の「開栓を伴わない供給開始時における前回の消費機器調査結果の活用について」と、議題4の「旧簡易ガス事業の用に供するガス工作物に係る保安規制につ

いて」、事務局より続けて説明、よろしくお願いいたします。

○大本ガス安全室長　まずは資料4をご覧ください。「開栓を伴わない供給開始時における前回の消費機器調査結果の活用について」です。

1. の「検討の背景」でございます。今般の法改正で、消費機器調査については、新規参入者を含むガス小売事業者が実施することとなっております。これまで一般ガス事業者は、自主保安の一環として、供給開始時においても調査を実施し、安全性を確認した上で供給を開始してきたということで、第1回のWGの結果、消費機器の調査については供給開始時の調査を義務化することが適当という結論を得たところでございます。

他方、現在の一般ガス事業者や簡易ガス事業者は、地域独占ということで、供給者変更というのは想定されないということでございます。第1回のWGでは、「仮に物理的な開栓を伴わない供給開始が想定される場合には、消費機器の情報引継ぎと整合的な形で、別途整理する」としたところでございます。

本年10月にガスシステム改革小委員会において、いわゆる「スイッチ」の場合には物理的な開閉栓は不要という整理をしてございます。さらに、同小委員会で、日本ガス協会から、需要家利便性の向上、またガス小売事業者の負荷軽減の観点から、ガス導管事業者がガス小売事業者から提供された消費機器情報に関して保存し、「スイッチ」時には切り替え後のガス小売事業者に対して情報を検索可能とするような提案がなされたところでございます。こうした検討状況を踏まえて、供給開始時の調査の必要性について検討することとしてございます。

2. 「論点」ということで、ガスの小売全面自由化後には、需要家が自由にガス小売事業者を選択することとなる。需要家はその契約を新たに締結し、ガス小売事業者を切り替える際には、いわゆる「スイッチ」の場合も想定されるが、物理的な開閉栓作業は不要と整理しております。

そのため、「スイッチ」が行われる場合には、小売契約先は変更されるものの、引き続きガス自体は導管を流れ続けており、連続的にガスを使用することが可能ということで、供給者の切り替えを行わない場合と何ら違いがないといえる。

さらに、緊急時対応の観点からも、ガス小売事業者は、需要家の承諾のもと、消費機器の調査結果をガス導管事業者に通知する業務があることから、ガス導管事業者は、供給者変更にかかわらず、前回の消費機器調査の結果を有していることとなる。こうした「スイッチ」が行われる場合には、改めてガス導管事業者はその結果を情報共有する保安上の要

請は高くない。

他方で、第2回のWGで整理したとおり、緊急時対応において、小売事業者等が当該情報を有していることは保安上望ましいということがございます。このガスシステム改革小委員会のほうで、需要家の承諾のもと、一般ガス導管事業者から「スイッチ」による切り替え後のガス小売事業者に対して、前回の消費機器結果など保安情報を検索可能とするといった「スイッチングを円滑に進めるための仕組みの検討状況」について説明があったということで、「スイッチ」時においては、ガス小売事業者による再度の消費機器調査を行うことは求めず、前回の調査時を起算点として40月後までに次回調査を行うこととしてはどうかということで、※2の40月については、今、整合化の議論で、4年に1回以上という方針が示されてございます。

「ただし」ということで、消費機器の情報については需要家の個人情報に当たるため、情報提供には需要家が必要を判断し、承諾を与えることが前提となる。仮に消費機器の情報の提供に関して需要家の承諾が得られず、前回の消費機器調査結果を小売事業者が入手できなかった場合には、「スイッチ」時に消費機器調査を行うこととしてはどうか。

なお、危険発生防止については、①周知事項として緊急時連絡先を含んでおり、供給者変更の際に改めて周知することが適当であること。②需要家によるガスの安全使用を促す観点、安全機器への取替え促進の観点から、可能な限り頻度多く周知することが保安上有効であることから、「スイッチ」時であっても、開栓時と同様に供給開始時の周知を行うことが適当ではないか。

また、周知を行う際には、消費機器の調査を行う責任が「スイッチ」時をもって切り替え後のガス小売事業者に移管したことを、需要家に対して説明することが必要ではないかとしてございます。

その図が3ページに＜参考3－1＞ということで掲げられていまして、左側の切り替え後の、前の小売は上の導管事業者に流す、その前提として②の需要家から承諾が要ということで、※2で、消費機器情報の提供には、需要家が必要を判断し、承諾を与えることが前提と。これを承諾した前提で、導管事業者は切り替え後の小売のほうに渡すという流れにしております。

続いて、その次のページの別紙ということで、先月、これはガスシステム改革小委員会で、日本ガス協会から「スイッチングを円滑に進めるための仕組み」の検討状況ということで説明があった資料になってございます。

その中で、次の6ページ目、「検索可能な情報項目（②ガスのスイッチング）」のところに、項目がありまして、⑨に保安情報がございますが、法定の機器に関する情報の中に消費機器の実施日を書くような形になってございます。それが資料4の説明でございます。

続いて資料5に移らせていただきます。「旧簡易ガス事業の用に供するガス工作物に係る保安規制について」でございます。

1. 現行の制度ということで、現行ガス事業法では、簡易なガス発生設備により、70戸以上の供給ということでございますけれども、ガスを発生させ、導管によりガスを供給する事業を営む簡易ガス事業者について、保安規制を課してございます。

2. 「見直しの必要性」でございますけれども、今般の法改正により、簡易ガス事業者制度を廃止することとなりましたが、引き続き、当該簡易ガス事業はガス事業法で規制することとしてございます。改正後についてはガス小売事業の一類型として、特定ガス発生設備また導管網は「ガス小売事業の用に供するガス工作物」として保安規制が課せられることとなります。

すなわち、法改正によって供給地点に係るガス事業者間での独占が撤廃され、「ガス小売事業」として新規参入が想定される分野となります。

3. 「論点」でございますけれども、次の（1）と（2）の項目に関して、技術基準として追加的に求めることとしてはどうかとしてございます。

（1）の定期自主検査の実施でございます。現行法では、一般ガス事業者については、ガス工作物に関して、定期的に自主検査を行い、その検査記録を作成し保存することとしてございます。検査対象については、ガス発生設備や導管等のうち、最高使用圧力が高压の設備が規定されてございます。

具体的な検査手法ということで、なお書きのところでございますけれども、当省がガイドラインを作成して、そのガイドラインをもとに定期的の実施してございます。

一般ガス事業者に対して定期自主検査の業務が課せられている一方で、簡易ガス事業者については、現行、定期自主検査を行う業務が課せられていないということでございます。

②「見直し案」でございますけれども、現行法において、簡易ガス事業者に定期自主検査を課していない趣旨としては、昭和45年当時については、簡易ガス事業はLPガスのボンベを用い、自然気化を行うような供給形態を想定しており、簡易な構造を想定していた。しかしながら、現状では、3,000戸と大規模な供給を行う事例もあるということで、比較的大規模なガス発生設備も見られるようになっている。また、寒冷地でもガス発生設備を

行っております。このようなガス発生設備については、保安を確保する観点から、開放検査等の定期自主検査を行うことが望ましい。なお、LP法におけるLPガスの販売事業者が高圧ガスの製造を行う場合には、定期的に保安検査、開放検査を受けることを義務づけております。

現在、簡易ガス事業者の中には、法によって義務化されていないものの、自主保安の一環として自主検査を行っているという実態がございます。法改正後においては、参入自由な登録制度となることから、今後とも事業者が確実に検査を行うよう、最高使用圧力が高圧の特定ガス発生設備に関して、定期自主検査の対象として加えることとしてはどうかとしてございます。

3 ページ目の〈参考 4－1〉のところで、特定ガス発生設備、また比較的大規模なガス発生設備の紹介を挙げてございます。

続いて 4 ページ目の（２）「ガス小売事業の用に供する導管における危険標識の設置」でございます。①現行でございますが、一般ガス事業や簡易ガス事業においては、供給区域、地点において独占的にガス供給を行う事業ということを踏まえ、特段の危険標識の設置は業務づけられていない。他方、LP法においては、供給管の技術基準として「地盤面上に供給管を設置する場合において、その周辺に危害を及ぼすおそれがあるとき」には、その見やすい箇所に「LPガスの供給管である旨」や「異常を認めたときの連絡先」などの危険標識を設けることとしてございます。

②「見直し案」でございますけれども、LP法において危険標識の規定を設けている趣旨として、登録制の自由な事業であり、事業者が自由に供給管を敷設できることから、その特性や緊急時の連絡先を明確に示すことで、保安上問題が起きた際に適切に対処することを担保していくためと考えられます。

そのため、他方、簡易ガスの事業に要する導管については、改正法施行後においてガス小売事業の用に供する導管となり、基本的には自由な導管を敷設することになる。そのため、「ガス小売事業の用に供する導管」については、液化石油ガス法における供給管と同じく、地盤面上に設置した導管に対して、保安上必要な事項を記載した危険標識を設けることとしてはどうかとしてございます。

しかしながらということで、現に導管を敷設されているものについては独占的に供給を行っているとかいうことでございますので、いわゆる既存のところまで遡及して義務づける必要性は高くないということで、今回の法改正に伴い、「ガス小売事業の用に供する導

管」に関し危険標識を義務づけた場合であっても、既存事業者が現に設置し、維持・運用を行っている導管については当該措置を要しないこととしてはどうかとしてございます。

5 ページ目にその危険標識の例ということで、地盤面上のところで、右側でございませうけれども、「ここにはL P ガス管が設置してあります」ということで連絡先を記載するようなことをしてございます。説明は以上でございます。

○倉渕座長 ありがとうございます。スイッチの問題と簡易ガス事業の保安、2 点ございました。ただいまのご説明につきまして、御意見、ご質問ありましたらお願いいたします。内倉委員、お願いいたします。

○内倉委員 資料4の「論点」の2 ページ目の中ほどの「そこで」のところに「単に供給者が変更されるスイッチ時においては、ガス小売事業者による再度の消費機器調査を行うことは求めず、前回調査時を起算点として次回調査を行うこととしてはどうか」との提案につきましては、都市ガスとL P ガスの整合化を図る観点から、L P ガスにおいてもスイッチ時の調査を同様にする必要がありますことから、本WGの意向を液化石油ガス小委員会等でご検討いただきますようお願いいたします。

なお、次の段落のただし書きにあります、「需要家の承諾が得られず、前回の消費機器調査結果を入手できなかった場合には、スイッチ時に消費機器調査を行うこととしてはどうか。」との提案、また、その下のなお書きにあります、「スイッチ時に周知を行うこと」及びその下のまた書きにあります、「供給開始時の周知の際に、スイッチ時をもって消費機器の調査を行う責任が切替え後のガス小売事業者に移管することを需要家に説明することが必要」という提案につきましては、賛成いたします。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございます。期間の整合化について引き続き検討が必要ということです。何かございますか。

○大本ガス安全室長 今、内倉委員からご説明あった件に関しては、もしもL P の方で検討する上での前提としては、まず、供給設備の切り替えに伴って、消費機器、また供給設備、ボンベは違うかもしれませんが、基本的には変えないということが前提ということと、また需要家の今の承諾が前提ということになるので、L P に関しては、今の実際の形態がちょっと違うというところも留意する必要があるというところでございます。

○倉渕座長 杉森委員、お願いします。

○杉森委員 資料5でございます。「旧簡易ガス事業の用に供するガス工作物に係る保安規制について」ということで2 点ほど挙げられております。これらの2 点につきまして

は、法改正後もやはり保安の維持向上というのは重要になってまいりますので、これは適切に対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○倉渕座長 ありがとうございました。早田委員、お願いいたします。

○早田委員 資料4に関してでございます。供給者が切り替わるときに「スイッチ」時におきまして、前回の消費機器の調査結果、これはいわゆるスイッチングシステムを通じて、切り替え後の工事業業者に提供していただくということ、これについては先ほどご説明がありましたように、第24回のガスシステム改革小委の中でガス協会様からご説明があったということで、本日、資料についても添付していただいております。

この中で1点要望でございますけれども、システム改革の資料の中の、先ほど大本室長からも提供いただく情報ということで、⑨保安情報というところがございます。これは「法定調査対象機器に関する情報等」ということで、この「等」に入っているかとは思いますが、1回のWGの中で議論していただきました自主保安活動の一部制度化するものとして整理していただきました、各事業者が統一的に実施すべき項目でありますとか、各事業者の特性を踏まえて実施すべき項目、これらの情報についてもぜひ含めていただくということで、幅広い情報の引き継ぎというのをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○倉渕座長 ありがとうございました。重要性の高い自主保安についての情報伝達も必要ではないかというご指摘かと思います。赤穂委員、お願いいたします。

○赤穂委員 スイッチに関してですけれども、単に小売の事業者が変わるときには物理的な閉開栓が伴わないということを整理されたということで、ユーザーが小売事業者を選択しやすくなったということで、この整理の仕方でよかったなと思っております。

それで、実際に読んでみると、消費機器の情報について、新規に小売の事業者さんとして契約された方は、当然ながら、その消費機器の情報というのをアクセスして情報を入手するということでいいのでしょうか。入手はできるけれども別にしなくてもいいよと読めなくもないので、やはり新規に顧客となった方の消費機器の情報というのは、アクセスをして必ず入手して、どういう機器を使用しているのかというのはサービスを提供する立場として確保しておくべきだと思っておりますので、そこら辺、当然だとは思いますが、しっかりと入手すべきだといっていただければと思っております。

あと、資料5のLPガスに関してですが、私、ちょっと不勉強で、今まで定期自主検査を行う義務が課せられてなかったということを知って驚いたのですけれども、現実には今

どういう自主的な保安の取組をなさっているのかなど。事業者、たくさんいらっしゃるの
で、企業によってさまざまであるとは思いますが、現実のところ今どうなっているのかと
いうのを、短時間で結構ですので、教えていただければと思います。

○杉森委員 簡単にお話しいたしますけれども、自主保安といたしても、基本的には
法律により保安規程を定めることになっております。その保安規程の中で各設備について
の点検・検査については事業者自身で定めるということで、基本的にはある周期で点検・
検査をするという実態がございます。そういうことで運用しております。よろしいでしょ
うか。

○赤穂委員 それは全ての事業者さんが。

○杉森委員 全てです。保安規程は全ての事業者が提出することになっておりますので。

○倉渕座長 金子委員。

○金子委員 先ほどのスイッチのときに、新旧の間でやりとりする情報の話になります
けれども、全てのガス導管事業者が保有しているのは、法定の消費機器調査の結果という
ことになっておりまして、というのは、自主保安といたしますのは各事業者ごとの事業の環
境であるとか保安上の特性であるとかによって、各事業者の自主的な考えでやっているも
のですから、事業者によってもっている情報も違っておりますので、統一的に制度として
必ずスイッチ時にお渡しするというのに関しましては法定情報だけということで、そこか
ら先は自主保安の世界だということをご認識いただきたいと思います。

○倉渕座長 早田委員。

○早田委員 それは今現在の法的な法定というのではなくて、今後、省令化で、皆さん
統一的にやりましょうと決めたこととかもあると思いますけれども、そこは含まれるとい
う認識でよろしいのですか。

それとあと、自主保安の部分についても、各事業者が保安業務規程を定めてやるという
ことになりますので、できればその情報も共有させていただくということが保安上は望ま
しいのではないかとお願いしているということでございます。

○金子委員 ご指摘のとおり、各導管事業者が現小売事業者から情報として入手した統
一的なものについては新小売事業者にお渡しするということは制度的に担保できるだろ
うなと思っていますが、そこから上に関しては個別対応ということにならざるを得ないとい
うことでございます。

○倉渕座長 よろしいでしょうか。三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員　もしかしたらトンチンカンな話になってしまうかもしれないのですけれども、それは基本的にはスイッチすることを消費者が望めばの前提のお話ですよね。このままでいいわという人に関してはそのままでいいということですよね。

資料4の3ページに、今、調査結果のお話、情報どうするかというお話が出ましたけれども、図がありますよね。この〈参考3-1〉の共有方法のイメージ図、【検討中】と書いてありますけれども、ここで、我々、需要家が小売に対して承諾をするという点等がありますが、ここでいう承諾というのは、簡単な書類上のサインとかそういうことなのか、契約した段階でもう自動的に承諾したことになってしまうみたいな話なのか、それがわかりにくかったので教えていただきたいことと、言わずもがなだと思いますけれども、自主検査、自主点検といっても、ちゃんとやっていますということはもちろん当然のことですけれども、今後、例えばわけわからないアウトサイダーのようなものが出てきたときに、どのようにその義務を課すというか、もしくはやらなかったときに罰則のようなものをつけるような縛りができるのかどうなのかということもわからなくて、何となく不安が漂っていますので確認させてください。

○倉渕座長　ありがとうございました。制度の問題なので、大本室長からお願いいたします。

○大本ガス安全室長　今の承諾ということに関しては、いずれにしても、需要家が意思表示をするということになりますので、何かしらのサインなり、することが基本的には前提になろうかとは思いますが。そういう意味では自動的になるものではないということです。そもそも既存のガス会社から切り替えて新規参入者を含むところに変えるわけですから、意思をもって消費者の方が契約をなさっているので、その中の一つのところで消費機器情報も、今の切り替え前の小売から導管を通じて切り替え後の方に渡すということを意思表示として出すか出さないかという話になります。何かしらのサインは多分していただくことになろうかとは思いますが。

また、アウトサイダーというか、自主検査のところに関しては、何かしら、そもそも小売事業者が保安業務規程を作成することもございますので、モデル保安業務規程の中でそういうところは示していくとか、そういうことをしない場合は国の方からも必要な体制というか、事後規制等も含めた対応はとらせていただくことを予定してございます。

○倉渕座長　ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、幾つかご意見いただきましたので、事務局におかれましては引き続き検討を

よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題5、「危険発生防止周知の手法について」と、議題6、「小売供給開始時における開栓に関する保安措置について」、説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 資料6をまずご覧ください。「危険発生防止周知の手法について」でございます。

1. の「現行制度の概要」でございますけれども、ガス事業者の需要家に対してガスの使用に伴う危険発生防止に関して、必要な事項を周知しなければならないとしてございます。また、3パラ目のところですが、危険発生防止周知の方法については、書面の配布により行うこととしており、需要家に対して、消費機器に関する調査時に手交する方法や郵送により書面を送付する手法により周知を実施してございます。

2. の「論点」でございますけれども、今般の法改正によって、危険発生防止はガス小売事業者が行うこととなってございます。「他方」というところで、ガス小売事業者の書面交付については、需要家の承諾を得て、情報通信技術を利用する方法によって提供することができるとしてございます。

本年8月のガスシステム改革小委員会では、情報通信技術を用いた方法として、具体的にはということで、点線の＜参考5－1＞のとおり整理しているところでございます。

(1) 電子メールを送信する方法等による周知ということで、危険発生防止については、その趣旨として、ガスの消費先におけるガスの使用に伴う危険発生を防止するため、ガスの使用者である需要家に対して、ガスの使用上の注意を周知させるものであることから、需要家の特性に応じた手法で周知を実施していくことが重要でございます。

昨今のインターネットの普及を踏まえれば、書面による配布以外の方法として、電子メールなど情報通信技術を用いた方法により周知を行うことを認めることにより、需要家によっては、その利便性に沿った形で有効に周知を行うことができる場合も想定されるということで、そこで、ガス小売事業者が行う危険発生防止周知に関して、基本的には需要家に対する書面配布を原則としながらも、説明義務に関する書面交付の代替措置と同様に、需要家の承諾を前提に、①電子メールを送信する方法や、CD-ROM等の記録媒体を交付する方法など、情報通信技術を利用する方法による周知の実施を可能としてはどうかとしてございます。

(2) はホームページ上において書面相当の資料をダウンロードする方法による周知ということで、説明義務に関する整理では、ホームページ上において説明事項を需要家に閲

覧させる方法を可能としてございます。しかしながら、危険発生防止については、需要家によるガスの使用上の注意について、適宜、需要家が確認できるようにしておく必要がある。また、前回のWGで審議したとおり、ガス小売事業者はガス導管事業者の緊急保安受付窓口を周知することから、ホームページ上の閲覧だけではなく、需要家が周知事項を手元に置き、容易に確認できるようにすることが保安上重要である。

そこで、ガス小売事業者が危険発生防止周知として、需要家の承諾を前提として、ホームページ上において周知事項を閲覧させる方法をとる場合には、書面相当の資料をダウンロードすることまで求めることが必要ではないかとしてございます。

（３）「情報通信技術を利用する方法による周知とともに、書面配布を求められた場合の措置」ということで、ガス小売事業者が（１）（２）のような情報通信機技術を利用した方法による周知を実施した後に、改めて書面配布による周知を需要家から求められる場合も想定される。そこで、ガス小売事業者は、そのような代替措置をとった場合でも、需要家から求めがあった場合には、周知事項を記載した書面を配布しなければならないとしてどうかということでございます。

<参考５－３>、基本イメージということで、申し込みを受けたとき定期的な周知時ということで、左側が書面による方法、①需要家が書面配布による周知を求めた場合、②需要家が特段の意思表示がない場合、③今の情報通信技術を利用する方法による周知が実施不可能な場合、これは書面による方法。真ん中が、需要家が電子メールなど情報通信技術を利用する方法により周知を承諾した場合、かつ、周知が当該方法で実施可能な場合はそういう情報通信技術を利用する方法が可能。右側の両方というのは、需要家がそういう情報通信技術を求めるとともに書面による周知を求めた場合に関しては両方やっていただくというようなことで整理してございます。

続いて資料７をご覧ください。「小売供給開始時における開栓に関する保安措置について」でございます。

１．「検討の背景」でございますけれども、今般、法改正後における閉開栓の責任主体については、ガスシステム改革小委員会で議論がなされているというところで、その内管漏えい検査や緊急保安のために行う閉開栓については一般導管事業者が責任を有することとし、単に供給者が変更される「スイッチ」の場合には、物理的な閉開栓は不要という整理がなされています。

また、同小委員会で、「スイッチ」以外の小売供給開始時における閉開栓については、

①開栓は、内管漏えい検査と消費機器の調査を実施し、安全性を確認した上で行うことが一般的であること、②改正法施行後は、内管漏えい検査はガス導管事業者が、消費機器の調査は新規参入者を含むガス小売事業者が実施することを踏まえ、以下、AからDまでの4つのケースを整理してございます。

Aということで、＜参考6－1＞ですが、これについては一般ガス導管事業者とガス小売事業者が共に需要家のところへ行くケースでございます。

また、下に飛んでDということで、一般ガス導管事業者とガス小売事業者、これはandとorでございますが、から委託を受けた者が需要場所に行くケースということで、これに関しても同時に行くというところでございます。

今回論点になるということに関しては、まずBということで、導管事業者が需要場所に行き、その後、例えば別の日にガス小売事業者が需要場所に行くケース、Cということで、まずガス小売事業者が需要場所に行き、その後、これは別の日ということで、ガス導管事業者が行くケース。これについては、Cのところで※で書いてございますけれども、既にガスシステム改革小委員会でもこれについて報告されてございますが、「この場合、ガス小売事業者が、一般ガス導管事業者による内管漏えい検査終了前に、ガス種の適応性確認の消費機器調査等を行うこととなるが、漏えい検査前の内管にガスを流すこととなるため、こうした順序で作業がなされることは保安上適当ではない（詳細は保安対策WGで整理）」ということで、このBとCに関しては保安対策WGで検討してくださいということで、こちらのほうで検討するという事になってございます。

2ページ目でございますけれども、今般の法改正についてはということで、2パラ目のところで、ケースAとDに関しては、現在も開栓時において、内管漏えい検査のための開栓を行い、内管漏えい検査と連続して消費機器調査を実施している実態があり、今後も保安上問題となり得ないということでございます。

2.「論点」でございますけれども、(1) まず、導管事業者が需要場所に行き、その後、ガス小売事業者が需要場所に行くケース（ケースB）でございます。Bのケースについては、「検査後に一般ガス導管事業者が閉栓を行わずに需要場所から立ち去った場合には、ガス小売事業者が消費機器調査を行う前に需要家が、ガスの使用を開始してしまう可能性がある」ということで、そこでということで、Bのケースの場合に関しては、「一般ガス導管事業者が検査後に閉栓を実施してから需要場所を立ち去らなければならないこととしてはどうか。また、一般ガス導管事業者が内管漏えい検査を終えた際には、内管に異常は

なく、ガス小売事業者による開栓作業が可能となったことを、ガス小売事業者に連絡することとしてはどうか」としてございます。

３ページ目にＣのケースでございます。（２）「まずガス小売事業者が需要場所に行き、その後、一般ガス導管事業者が需要場所に行くケース」でございます。これについては、小売供給を行うための開栓には、Ｃのケースのように、先にガス小売事業者が消費機器調査を行う場合も想定される。しかしながら、消費機器調査項目は、排気筒の材料、設置場所の確認など外観確認を行えばよいものの他に、燃焼時の排気排出など、消費機器を運転した上で確認する項目も含まれている。また、第１回のWGにおいて整理したとおり、「供給ガスに対する適応性の確認」を消費機器の調査項目として追加する予定であり、消費機器の銘板確認ができない場合は、消費機器の点火試験を行う必要がある。

そのため、先にガス小売事業者が需要場所に行き消費機器調査を行うためには、一度メーターガス栓の開栓を行い、内管にガスを流し、消費機器を運転させることが必要となる。しかしながら、漏えい検査前の、一般ガス導管事業者による安全性の確認がなされていない内管にガスを流すこととなり、保安の確保の観点から適当ではないということで、そこでＣのような順序による開栓は、保安を確保する観点から適当ではなく、実施するべきではないと整理してはどうかとしてございます。以上でございます。

○倉渕座長 ありがとうございました。周知の問題と開栓時の保安の問題についての説明をいただきました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 まず周知の手法のところ、ここはちょっとお願いなのですが、今こんなにＩＴの時代になって、メールで受け取りたいという人もたくさん、若い人なんかみると、書面だとなくしてしまうとかいう方もいるでしょうし、やはり消費者の選択としては、いろんな手法があって、こういうことを選んで獲得することができるというのはいいことだと思うのです。

その際には是非お願いしたいのは、よくありがちなのが、別に経産省がとはいいいませんが、パソコンでみられたのはいいが携帯でみられないとか、要するにモバイルフレンドリーになってないということです。設定するとき、映ったときにどうなるか、画面の設定がなされてないまま、ただ単にパソコンでみられるようにしてしまうと、携帯になったときにがちゃがちゃになってしまって全く使い勝手が悪い読みにくいというのがたくさんありまして、せっかくこのようにするのであるならば、例えばタブレットであろうがア

イフォンであろうがほかのものであろうが、ちゃんとみえるような形にして流していただきたい。そのほうが、使う側にしてみればきちんと読むこともできるし、ぱっと探すこともできるしということなので、それはお願い事でございます。

それと、この資料7のほうに関しては、なぜCのようなことを書いていたのかなと疑問なのですが、実際に消費者ってガスが通っていけば栓入れてしまうというか、使っていますよね。それが安全かどうかというか、安全だからガスが通っているものと思い込んでしまうのが普通の消費者なので、点検もされていて安全だからガス来てるよねと思うのが普通です。こういう開栓実務のイメージというのが、今後こういうことがいろいろ想像されるのでどうしましょうかというお話であるならば、まずはとにかくきちんと検査をして、安全性の確認がされてガスを流してもらって運転してもらってというのが当然のことではないかなと思うので、何でわざわざこういうのが出てくるのかが一瞬理解ができなかったのですね。

それから、立ち会って、開栓してもらうときには、できれば別日でないほうがいいという消費者が圧倒的に多いと思います。例えば仕事している人はどうするのとか、家に余りいない人はどうするのとか、都度都度、またいてください、ああしてくださいという、それを面倒くさがって何か省略されたり、ではお任せでいいですよみたいな感じになるのが非常に危険だと思うので、そういうことがないように、できれば同じ機会で行ってもらえたらいいというのは、受け側からの利便性としてお願いしたいと思います。

以上です。

○倉渕座長 ありがとうございます。2点ございまして、まず電子情報としてもらう場合には媒体を選ばないような工夫をしてもらいたいということが1点と、資料7につきましては、何でこういう検討をしなければいけないのだということかなと思いますけれども、これは室長、いかがでしょうか。

○大本ガス安全室長 資料7につきましては、保安責任は導管事業者と小売事業者で2つに分かれたのですが、ガスシステム改革小委員会の方でも、事業者の道義的な責任として基本はワンストップでという考えでしたが、理論上というか、パターンを分解すると4つのパターンがあるので、前回ガスシステム改革小委員会の方でご審議いただいたところ、その中で保安に関してもちょっと懸念点が出てきたので、こちらの方でも検討したという流れでございます。おっしゃるとおり、基本的には導管事業者と小売事業者が連携して、基本的にはワンストップで対応することが今後重要だと思います。

○三浦委員 それは、ここのCの小さい括弧の中に入っている「詳細は保安対策WGにおいて整理」というのがそのこと？

○大本ガス安全室長 そうです。保安上問題ないかどうかとか、これはやはり禁止した方がいいのでしょうかということをここでお諮りして、またシステム小委員会でご報告するという流れでございます。

○三浦委員 わかりました。

○倉渕座長 他にいかがでしょうか。赤穂委員、お願いします。

○赤穂委員 今、三浦委員が質問していただいたことで私の疑念もほぼ解消されたのですが、まず、周知の情報の提供の仕方です。いろんな手段を用意していただくということは、私もユーザーの立場としてはありがたいかなと思います。ただ、やはりITリテラシーのない方々もたくさんいらっしゃいますので、コストを考えればこういう電子的な提供方法がいいと思いますが、書面による交付というのも、それが第一であるということを忘れないようにしていただければと思っております。

例えばガス機器のところに、ガス漏れのときはここに付けてくださいというシールを私も家に張っていますが、やはりああいうものというのは物理的にあったほうがいいかなと思っていますので、過度に電子的機器に頼ることもなく、やはり最低限この情報だけというのは物理的に現実のものを交付するということが必要かなと思っております。

それと、開栓作業についてですが、ユーザーの立場でいえば、BもCもないかなと思っております。やはり事業者が異なるとこういう事態もいずれ起こってくるのかと驚きましたけれども、転居したその日にガスの検査に来たら、すぐ使えるものだと思うのがユーザーの常識ですので、一応Bは仕組みとしてはあるのでしょうか、Cはもちろん論外としてあるべきではないと思いますが、Bも、個人的にはないかなと思いますし、やはりそこはユーザーさんの利便性を考えて、是非同時に提供できるような仕組みというのを考えていただきたいと思います。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございます。非電子媒体の重要性ということと、資料7の整理は、恐らく理論上こういうこともあり得るということだったと思いますけれども、基本的にはAでやってもらいたいというご要望でご意見をいただきましたので、引き続き検討していきたいと思います。ほかはいかがでしょう。吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員 赤穂委員もさっきおっしゃったのだけれども、危険防止の細かいことはともかく、緊急時の連絡先というのは、私もステッカーの効果というのは本当に大きいと実

感していますので、あの交付だけは、例えば請求書と一緒に交付でもいいので、とにかく全戸に行き渡るようにそれを徹底していただきたいなと思います。それを是非お願いしたいところです。

○倉渕座長　わかりました。ステッカーと緊急時に有効な情報提供手段というか、情報伝達手段ということで、そういったことも踏まえてどのように周知していくか、引き続き検討していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、また多角的な方向をいただきましたので、これらを踏まえまして、事務局におかれましては引き続きご検討をよろしくお願いいたします。

以上で資料については終わりなのですが、最後に参考資料につきまして、金子委員から簡単にご紹介をお願いいたします。

○金子委員　これは、前回のWGで、私、口頭でご説明したものを紙にしたもので、簡単にご紹介させていただきます。

3ページをご覧ください。簡易内管施行登録店制度というのがございます。これは平成11年に、お客様の選択機会の拡大を目的に、お客様から簡易なガス内管工事については直接申し込みを受け施工できる制度ということで創設されたものでございます。今現在、大手4社では約1,800社の登録がございまして、その中にはLPガス販売店のようなところも含まれておりますし、また、その登録店の中には自社のホームページ等で、自分のところでこういった工事ができますといったことをPRしているようなお店も存在しております。

5ページをご覧ください。その簡易内管施工登録店で施工可能な範囲というのは、ガス導管事業者が技術基準の適合維持業務を果たせる範囲でお任せしますということでお願いしている低圧既築需要家のマイコンメーターの下流側からガス栓までの範囲で、工事種別としましては①から④に書いているものでございまして、技術を必要とするネジ切り配管工事とか、後々検査できないような隠蔽部分については除かせていただいております。

例えばということで6ページに例を示してございますが、今のガス機器を新たなものに買い替えるに当たりまして配管が必要な場合が左側の例、また右側は、いわゆる旧型ガス栓といわれているような古いタイプのガス栓を新しいものに替える、こういった工事につきましては簡易内管登録店で施工可能となっております。以上でございます。

○倉渕座長　ありがとうございました。これは情報提供ということでございます。

以上で議題一通り終わりでございますけれども、全体を通しまして何かご質問等ござい

ますでしょうか。これで予定していた議題は全て終了いたしました。今日は大変議題が多くてどうなることかと思っていたのですが、幸い、ほぼ予定どおりに終了ということになりました。

その他、事務局から何かございますでしょうか。

○大本ガス安全室長　　本日はご審議いただきましてありがとうございました。

議事要旨につきましては、事務局で作成し、ホームページ上に公開したいと考えてございます。議事録につきましては、委員の皆様にご確認していただいた後に公開することを予定しております。追って事務局より確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○倉渕座長　　本日は、委員の皆様にご活発なご議論いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——